

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 通知処分取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成24年4月27日棄却・不受理・確定

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年7月28日判決、本資料261号-133・順号11723)

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年11月28日判決、本資料261号-228・順号11818)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

### 第2 理由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年4月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 竹内 行夫

裁判官 須藤 正彦

裁判官 小貫 芳信

## 当事者目録

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	串田 正克ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	大野 真樹